

# 新規就農者支援事業一覧

平成24年4月

## ●新規就農総合支援事業(国による支援制度)

45歳未満の者

事業名		事業内容	区分	助成額	
新規就農者 確保事業	青年就農給付金事業 (準備型)	里親研修等で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円(最大2年間)を支給	-	最大2年間	150万円/年
	青年就農給付金事業 (経営開始型)	年間所得250万円以下の新規就農者に対して年間150万円(最大5年間)を支給	-	最大5年間	150万円/年

※準備型については、研修終了後に就農しない場合等は給付金を返還する。

※経営開始型については、人・農地プランへ位置付けされることが必要である。

## ●新規就農者支援事業(県・町による支援制度:認定就農者が該当)

45~60歳未満の者

事業名		事業内容	区分	助成額	
新規就農者 経営支援事業	研修奨励金	就農初期の経営安定のため奨励金を交付	非農家出身者	1年目	15万円/月
				2年目	10万円/月
				3年目	5万円/月
	小農具等整備奨励金	経営開始時に必要な小農機具等を整備するための奨励金を交付	非農家出身者	100万円以内×1/2	
新規就農者住宅確保支援事業		県外からの新規就農者の住宅費に対する助成	県外からの新規就農者	家賃(5.3万円以内)×1/2×3ヵ年	

※5年以内に離農した場合は奨励金を返還する。

## ●就農支援資金(無利子でサポート:認定就農者が該当)

60歳未満の者

就農支援資金の概要		貸付条件		
		区分	貸付限度額	償還期間(据置期間)
就農研修資金	国内外先進農家等における研修	青年	15万円×研修期間	20年(9年)以内
	研修カリキュラムに従い、普及指導員等の指導を受けながら実施する研修	青年	200万円	20年(6年)以内
就農準備資金	就農先の調査、住居の移転等に必要な準備経費	青年	200万円	20年(9年)以内
就農施設等資金 (債務保証の対象)	経営開始後5年間 施設・機械購入費、肥料、種苗、農業等購入費など	青年	3,700万円	12年(5年)以内
		中高年	2,700万円	12年(5年)以内

※区分欄の青年は15歳~40歳未満、中高年は40歳~65歳未満を指します。

※就農施設等資金につき、青年は2,800万円(中高年は1,800万円)を超える部分について、融資率は1/2以内となります。

## ●新規就農者機械等リース事業(県・町による支援制度:認定就農者が該当)

60歳未満の者

事業対象者	認定就農計画について福井県知事の認定を受けた認定就農者(認定就農者になることが確実な方を含みます)で、就農にあたって必要な研修を受けるなどにより、基本的な技術を習得している方。		
事業内容	コンバイン、パイプハウス等就農計画の実施に必要な機械等を購入に比較して約3分の1の価格でリースします。リース料については月払いとなります。(※原則として連帯保証人が必要です。)		
リース料率	機械等の耐用年数	リース期間	月額リース料率
	4~5年のもの	3年(36ヶ月)	3.42%
	5~7年のもの	4年(48ヶ月)	2.72%
	6~8年のもの	5年(60ヶ月)	2.31%
	7~11年のもの	6年(72ヶ月)	2.03%
	8~13年のもの	7年(84ヶ月)	1.83%
※事業の実施に当たっては市町の承認が必要です。			
事業費	100万円以上(標準金額450万円)		
申請先	社団法人ふくい農林水産支援センター(福井県新規就農相談センター)		

## ●新規就農者支援事業(町による独自の支援制度)

45歳未満の者

事業名		事業内容	区分	助成額	
新規就農者農業法人等経営参画奨励金		農業法人等へ構成員として経営参画する者に奨励金を交付	-	最大3年間	8万円/月
新規就農者農業機械等整備事業補助金		経営開始時に必要な農業機械等を整備するための補助金を交付	町外からの新規就農者	40万円以内×1/2	
新規就農者住宅家賃助成金		町外からの新規就農者の住宅費に対して助成金を交付	町外からの新規就農者	家賃(3万円以内)×1/2×3ヵ年	

※人・農地プランへ位置付けされることが必要である。